

支援が必要な感染高齢者に対するフォローアップ体制強化事業協力金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護が必要な在宅高齢者が新型コロナウイルス感染症に感染し、入院前後の自宅療養期間中に、訪問により当該高齢者に必要なサービスを提供した事業所に協力金を交付するため、明石市補助金等交付規則に定めるもののほか、当該協力金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象事業所)

第2条 事業の対象となる事業所は、次条に定める補助対象経費を支出した明石市内に所在する訪問看護事業所、訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び居宅介護支援事業所（以下「訪問看護等事業所」という。）をいう。ただし、同趣旨の他の協力金の支給を受ける場合は、補助対象としない。

(対象経費)

第3条 事業の対象となる経費は、訪問看護等事業所が、新型コロナウイルス感染症に感染した在宅高齢者が自宅において療養している期間に、当該高齢者に対して行った必要なサービスの提供に要する経費とする。

(協力金の額)

第4条 新型コロナウイルスに感染し、自宅において療養している在宅高齢者に対して、療養期間中に訪問看護等事業所が必要なサービスに対応した協力金の額は、次項に定める単価に訪問日数を乗じた額とする。

2 前項の単価は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、利用者一人につき、当該各号に定める額とする。（訪問した介護職員の人数は考慮しない）

- (1) 訪問介護サービス：38 千円/日
- (2) 居宅介護支援：43 千円/日
- (3) 訪問看護サービス：52 千円/日

(交付申請)

第5条 協力金を申請しようとする訪問看護等事業所（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 支援が必要な感染高齢者に対するフォローアップ体制強化事業申請書兼請求書（様式第1号）

(2) その他市長が必要と認める資料

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、協力金の交付の決定をし、その旨を協力金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、協力金の交付を行わないと決定したときは、その旨を協力金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付の取消し及び返還)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付の決定を取り消し、又は交付した協力金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な行為により協力金の交付を受けたとき

(2) その他市長が協力金を交付することが適当でないと認めるとき

(帳簿及び証拠書類)

第8条 協力金の交付を受けたものは、事実関係を明らかにした書類を備え、協力金の額の確定の日（事業の中止または廃止に係る承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(適用期間)

第9条 本事業の適用期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日とする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。